

別表5 裁判上及び裁判外の手数料一覧

1 裁判上の手数料

	項目	分類	手数料
(1)	証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます)	基本	金30万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
(2)	即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求しません)	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の部分：金10万円
			金300万円を超え、金3000万円以下の部分：1%
			金3000万円を超え、金3億円以下の部分：0.5%
			金3億円を超える部分：0.3%
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第17条又は第21条ないし第23条の各規定により算定された額
(3)	公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
(4)	倒産整理事件の債権届出	基本	金5万円以上、金10万円以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

2 裁判外の手数料

	項目	分類	手数料	
(1)	法律関係調査 （事実関係調査，弁護士会 紹介手続も含みます）	基本	金 5 万円以上，金 2 0 万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
(2)	契約書類及びこれに準ずる 書類の作成	定型	経済的利益の額が金 1 0 0 0 万円未満のもの	金 1 0 万円
			経済的利益の額が金 1 0 0 0 万円以上，金 1 億円 未満のもの	金 2 0 万円
			経済的利益の額が金 1 億 円以上のもの	金 3 0 万円以上
		非定型	基本	金 3 0 0 万円以下の部 分：金 1 0 万円
				金 3 0 0 万円を超え，金 3 0 0 0 万円以下の部 分：1 %

			金 3 0 0 0 万円を超え、 金 3 億円以下の部分： 0. 3 %
			金 3 億円を超える部分： 0. 1 %
			特に複雑又は特殊な事情 がある場合
		公正証書にする場合	上記手数料に金 3 万円以 上の金額を加算
(3)	内容証明郵便作成	基本	金 3 万円以上、金 5 万円以下
		特に複雑又は特殊な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
(4)	遺言書作成	定型	金 1 5 万円以上、金 3 0 万円以下
		非定型	基本
			金 3 0 0 万円以下の部 分：金 2 0 万円
			金 3 0 0 万円を超え、金 3 0 0 0 万円以下の部 分：1 %
			金 3 0 0 0 万円を超え、 金 3 億円以下の部分： 0. 3 %
			金 3 億円を超える部分： 0. 1 %
		特に複雑又は特殊な事情 がある場合	弁護士と依頼者との協議 により定める額
		公正証書にする場合	上記手数料に金 5 万円以上の金額を加算
(5)	遺言書検認申立て		金 1 0 万円
(6)	遺言執行	基本	金 3 0 0 万円以下の部分：金 5 0 万円
			金 3 0 0 万円を超え、金 3 0 0 0 万円以下の部分： 2 %
			金 3 0 0 0 万円を超え、金 3 億円以下の部分：1 %
			金 3 億円を超える部分：0. 5 %
		特に複雑又は特殊な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		遺言執行に裁判手続を要す る場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士 報酬を請求します
(7)	会社設立等	会社設立	金 3 0 万円以上、金 6 0 万円以下
		事業協同組合設立	金 5 0 万円以上、金 8 0 万円以下
(8)	株主総会等指導等	基本	金 3 0 万円以上

		総会等準備も指導する場合	金 5 0 万円以上
(9)	現物出資等証明 (会社法第 3 3 条第 1 0 項 3 号当に基づく証明)	1 件あたり金 3 0 万円 ただし，出資等に係る不動産価格及び調査の難易， 繁簡等を考慮して，弁護士と依頼者との協議により， 適正妥当な範囲内で増減額することとします	
(10)	簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な 損害賠償請求)	給付金額が金 1 5 0 万円以下の場合：金 3 万円	
		給付金額が金 1 5 0 万円を超える場合：給付金額の 2 %	
		ただし，損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には， 弁護士は依頼者との協議により，適正妥当な範囲内で増減額することができます	
(11)	任意後見契約及び財産管理・身上監護	契約の締結に先立って，依頼者の事理弁識能力の有無， 程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって） 把握すべき事情等を調査する場合の手数料「着手前調査費用」の基準を準用します	
		契約締結後，委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬	日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合： 月額金 1 万円以上，金 5 万円以下
			上記に加えて，収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合： 月額金 3 万円以上，金 1 0 万円以下
			ただし，不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は， 月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができることとします
		契約締結後，その効力が生じるまでの間，依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料	1 回あたり金 1 万円以上，金 5 万円以下